

Ⅲ．早期審査のガイドライン

1．早期審査の申請が可能な出願

以下の（１）から（３）の要件を備えた特許出願^{（＊１）}は、早期審査の申請を行うことができます。

（１）出願審査の請求がなされていること。

審査請求手続と、早期審査申請の手続は同時でも構いません。

（２）以下のいずれか１つの条件を満たしていること。

①中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願

その発明の出願人の全部又は一部が、中小企業^{（＊２）}又は個人、大学・短期大学^{（＊３）}、公的研究機関^{（＊４）}、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯ）^{（＊５）}であるもの。（大企業との共同出願の場合には、早期審査の事情説明書の記載要件が一部異なります。詳細は８９ページ参照。）

②外国関連出願

出願人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願（国際出願を含む）であるもの（以下、「外国関連出願」という。）^{（＊６）}。

③実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施^{（＊７）}している（「早期審査に関する事情説明書」の提出日から２年以内に実施予定の場合と特許法施行令第三条に定める処分（農薬取締法における登録、薬事法における承認）を受けるために必要な手続（委託圃場試験依頼書、治験計画届書の提出等）を行っている場合を含む。）特許出願であるもの（以下、「実施関連出願」という。）。

（３）特許法第４２条第１項の規定により取下げとならないものであること

国際出願が日本国を指定国としている場合、及び国内出願で優先権主張をしている場合において、当該出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第４２条第１項の規定により優先日から１年３月を経過したのちに、通常はみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請があっても、早期審査対象案件として選定されません。

（＊１）平成５年１２月３１日以前にされた実用新案登録出願（以下、旧実用新案登録出願という。）を含みます。以下、特許出願について説明しますが、前記旧実用新案登録出願については、以下の説明では「発明」を「考案」のように対応する表現にそれぞれ読み替えるものとします。

（＊２）「中小企業」とは中小企業基本法等に定める中小企業のことです。具体的には、次の表１に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表２に示す資本の額等の基準を満たす企業です。

表 1. 業種毎の従業員数の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b～eを除く。）	300人以下
b. 小売業	50人以下
c. 卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人以下
d. 旅館業	200人以下
e. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下

表 2. 業種毎の資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b及びcを除く）	3億円以下
b. 小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）	5千万円以下
c. 卸売業	1億円以下

（＊３）「大学・短期大学」とは、学校教育法第１条で定められた大学、短期大学及び高等専門学校、もしくは各省庁設置法及び独立行政法人設置法で定められた大学校のことです。

（＊４）「公的研究機関」とは、国立、公立、及び独立行政法人設置法で定められた試験研究機関のことです。

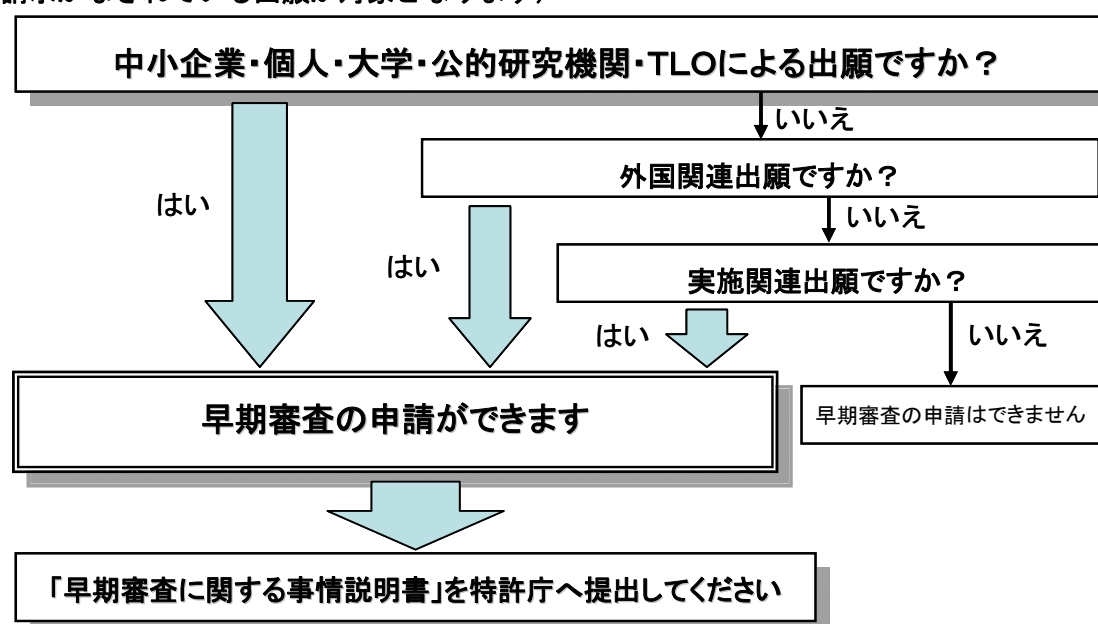
（＊５）「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法）」第４条、第１２条又は第１３条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。

（＊６）原出願が外国関連出願である分割出願も含みます。

（＊７）早期審査における発明の「実施」とは、例えば、出願人自身又は出願人からその出願の発明について実施許諾を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又はその譲渡若しくは貸渡の申出（譲渡又は貸渡のための展示を含む。）のうち、実際に事業化を行っているものが挙げられます。

2. 早期審査の申請手続きフロー

（審査請求がなされている出願が対象となります）



[申請条件の選択について]

出願が複数の条件に該当する場合は、「早期審査に関する事情説明書」の作成負担の少ない条件を選ぶことを推奨します。後述する先行技術調査等の負担を考慮すれば、一般的には、下記①がもっとも負担が少なく、続いて②、③の順となります。よって、例えば出願人が中小企業であり、かつ実施を予定している発明であれば、①の中小企業であることを事情として「早期審査に関する事情説明書」を作成することになります。

(参考) 申請条件別「先行技術の開示」の程度

申請条件	先行技術調査の必要性
①中小企業・個人等の出願	必ずしも必要でない。知っている文献の記載で可(P88)。
②外国関連出願	必要だが、外国特許庁の調査結果がある場合は利用可(P93, P94)。
③実施関連出願	必要(P100)。

3. 早期審査の申請手続

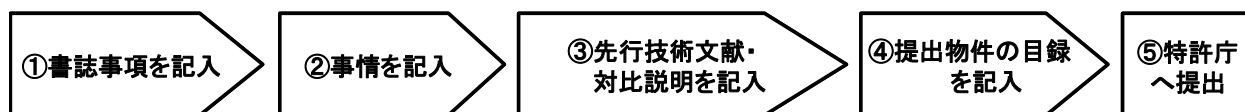
(1) 早期審査の申請ができる者と申請方法

- ① 早期審査の申請ができるのは、出願人本人及びその手続をする代理人に限ります（第三者が他人の出願に対して申請を行うことはできません。）。複数の出願人が存在する場合、原則そのうちの一人でも手続可能ですが、代表者を選定している場合は例外となります。
- ② 早期審査の申請をする場合は、特許出願1件ごとに「早期審査に関する事情説明書」を1通作成^(*)し提出して下さい。「早期審査に関する事情説明書」には、出願人名等の書誌事項のほか、早期審査を申請する事情、先行技術文献の開示及び対比説明などを記載する必要があります。

(*) 提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明書補充書」によって行うことができます。

ただし、特許庁より、「早期審査の対象としない」旨の葉書が出願人（代理人）に郵送された後、さらに申請を希望する場合には、再度、当該葉書に示された不備を解消した「早期審査に関する事情説明書」を提出していただく必要があります。

- ③ 早期審査の申請手続の流れは概略以下のとおりです。以下この順に記載要領を示します。



(2) 様式

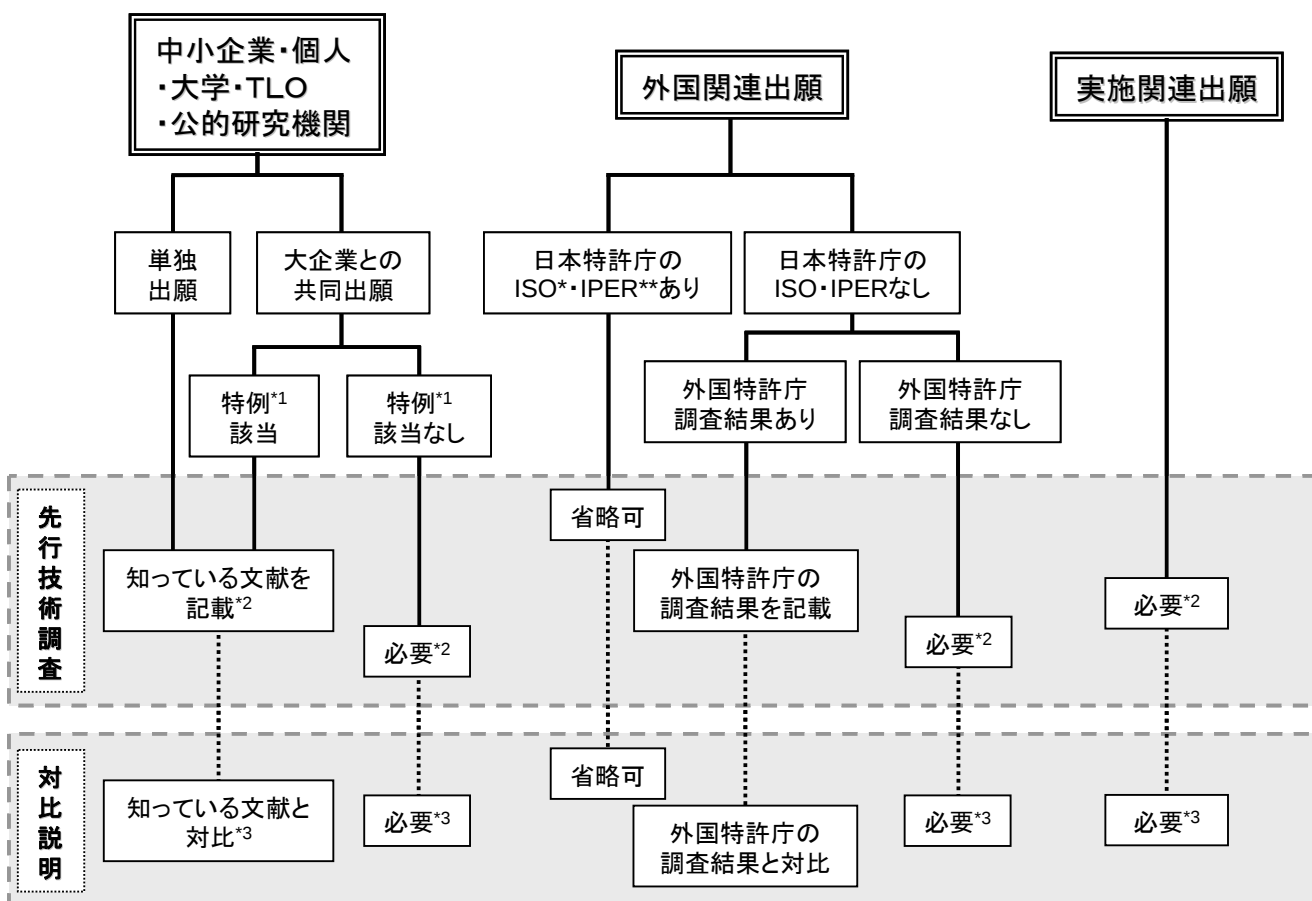
「早期審査に関する事情説明書」は、以下の様式により作成して下さい。88～97ページに、各様式のひな型及び記載例を示してあります。

表1. 「早期審査に関する事情説明書」等の様式一覧

	オンライン手続の場合	書面手続の場合	
		国際特許出願 以外の場合	国際特許出願の場合
			(国内書面又は翻訳文提出時期)
			平成12年以降 平成11年以前
事情説明書	①早期様式1	②早期様式2	③早期様式3
事情説明書の補充書	④補充書様式1	⑤補充書様式2	⑥補充書様式3

(3) 「先行技術文献の開示及び対比説明」の記載について

「先行技術文献の開示及び対比説明」にて要求される記載は、事情や明細書での先行技術文献の開示の有無等によって異なります。詳細は以下の図を参照してください。



*1: 中小企業と大企業との共同出願における「特例」(89ページ参照)に該当する場合です。

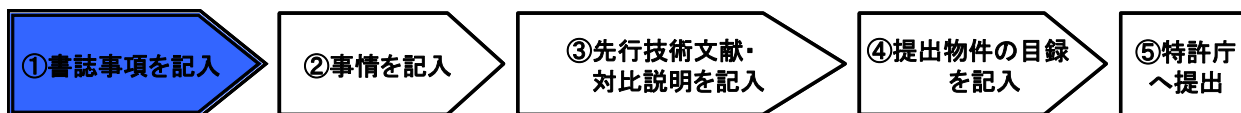
*2: 明細書にて適切な先行技術調査結果の記載・文献の開示がなされている場合は省略することが可能です。

*3: 明細書にて、先行技術文献との対比説明が明確に記載されている場合は、省略することが可能です。

明細書に先行技術調査結果・対比説明の両方を適切に記載している場合は、どちらも省略することが可能です。したがって、明細書は当初から先行技術文献、対比説明など、的確に記載しておくことが得策です。

*:**: ISO は国際調査見解書の略、IPER は国際予備審査報告書の略です。

4. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領



(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合

①書誌的事項の記載要領

(ア) 【提出日】の欄

提出日の記載は、提出方法（94ページ参照）に応じて以下の3とおりがあります。

- a) 特許庁出願支援課受付窓口へ直接提出の場合：提出する年月日
- b) 郵便の場合：その投函の年月日、又は郵便局へ差し出す年月日
- c) オンラインの場合：不要

(イ) 【事件の表示】の欄

- a) 出願番号が通知されている場合

出願年により、記載様式や記載方法が異なります。

○平成11年以前の出願

(記載例：国内出願の場合)

【事件の表示】

【出願番号】 平成11年特許願第987654号

(記載例：国際出願の国内移行段階の場合)

1 事件の表示

平成11年特許願第567890号

○平成12年以降の出願

(記載例)

【事件の表示】

【出願番号】 特願2000-987654

- b) 出願番号が通知されていない場合（例：出願と同時に申請する場合）

【出願番号】の欄の代わりに【出願日】と【整理番号】の欄を設けて記載します。

(記載例)

【事件の表示】

【出願日】 平成12年5月14日提出の特許願

【整理番号】 (願書に記載の整理番号を記載)

- c) 国際特許出願の国内移行した出願で、出願番号が通知されていない場合には、【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、次に【出願の区分】の欄を設けて「特許」と記載します。

(記載例)

【事件の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇
【出願の区分】	特 許

(ウ) 【提出者】の欄

- a) 識別番号、住所又は居所

○識別番号の通知を受けている場合

【提出者】の次に【識別番号】の欄を設けて記載します。なお、識別番号を記載した場合には、【住所又は居所】の項目を設ける必要はなく記載も必要ありません。

(記載例)

【提出者】
【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6

○識別番号の通知を受けていない場合

【提出者】の次に【住所又は居所】の欄を設けて記載します。なお、住所又は居所を記載した場合には【識別番号】の項目を設ける必要はなく記載も必要ありません。

【提出者】
【住所又は居所】 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇マンション〇〇〇号室

* 郵便番号の記載は必要ありません。

- b) 氏名又は名称

【氏名又は名称】は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載します。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、代表者氏名を記載します。なお、押印や識別ラベルの添付は必要ありません。

* 日本に営業所を有する外国法人の場合

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、【氏名又は名称】の次に【日本における営業所】の欄を設けて営業所の所在地を記載し、その次に【代表者】の欄を設けて代表者を記載します。

c) 繰返記載

【提出者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、【提出者】に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載します。

(記載例)

【提出者】
【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6
【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
【氏名又は名称】 株式会社○○製作所
【代表者】 特許 太郎
【提出者】
【住所又は居所】 ○○県○○郡○○町○○○○番地
【氏名又は名称】 ○○電機株式会社
【代表者】 発明 次郎

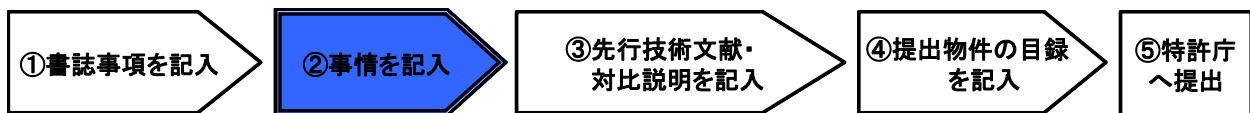
(エ) 【代理人】の欄

a) 代理人がない場合

【代理人】の項目を設ける必要はありません。

b) 代理人がいる場合

代理人の【識別番号】及び【住所又は居所】については(ウ)と同様に記載して下さい。【代理人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、【代理人】に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載します。なお、代理人及び提出者本人の押印及び識別ラベルの添付は必要ありません。



②「事情」の記載要領

申請する出願人別で記載内容が異なります。以下を参考に記載してください。出願人のそれぞれの定義については、81～82ページの（＊2）～（＊5）を参照してください。

（記載例：中小企業の場合）

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人株式会社〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は230人、資本金は2億円であるから、早期審査・早期審理ガイドラインに定める中小企業である。 2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・（先行技術の開示及び対比説明を記載します）・・・

（記載例：個人の場合）

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人〇〇〇〇は個人である。 2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・（先行技術の開示及び対比説明を記載します）・・・

（記載例：大学の場合）

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人〇〇〇〇は学校教育法第1条に定められた大学である。 2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・（先行技術の開示及び対比説明を記載します）・・・

（記載例：公的研究機関の場合）

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人は〇〇県であるが、〇〇県の公的研究機関である〇〇〇研究所の発明である。 2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・（先行技術の開示及び対比説明を記載します）・・・

（記載例：承認又は認定を受けた技術移転機関（TLO）の場合）

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人株式会社〇〇〇ティー・エル・オーは承認を受けた技術移転機関である。 2. 先行技術の開示及び対比説明 ・・・（先行技術の開示及び対比説明を記載します）・・・

※いずれの場合も、登記謄本等の証明書の提出は原則不要ですが、庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

[中小企業と大企業との共同出願の場合]

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、「特例」(84ページの表を参照)に該当する場合は、事情の部分を次のように記載してください。

※この場合、提出者には少なくとも特定研究開発等計画について認定を受けた中小企業者が含まれている必要があります。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は、中小企業と大企業との共同出願における「特例」に該当するものである。

(1) 株式会社〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は〇〇人、資本金は〇億円であるから、早期審査・早期審理ガイドラインに定める中小企業である。

(2) 本出願は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日は〇〇年〇月〇日であるから、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

(3) 本出願についての株式会社〇〇〇〇の権利の持分は、70%である。

※この場合も、登記簿本や認定計画の写し等の証明書の提出は原則不要ですが、庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。



③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOが単独で出願する場合には、先行技術の開示にあたり先行技術調査を改めて行なうことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、下表「特例」に該当する場合を除き、先行技術調査が必要となります。）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査の事情説明書提出までに知った文献名は必ず記載することが必要です。

（参考）単独出願と共同出願の場合における要件の違い

条 件	先行技術の開示の際の先行技術調査	対比説明
中小企業・大学等の単独出願	知っている文献でも可	必 要
大企業との共同出願	必要	
中小企業と大企業との共同出願	原則必要だが、 特例 （*）に該当する場合は知っている文献でも可	

（*）中小企業と大企業との共同出願における「特例」：「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、かつ、中小企業の権利の持分比率が50％以上の場合。この場合、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限りします。

[先行技術調査の方法]

特許庁では、インターネットを介して誰もが無料で先行技術調査が行なえるよう、特許電子図書館（IPDL：<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>）による検索サービスを提供しております。

また、独立行政法人工業所有権情報・研修館の各地方閲覧室においても、各種公報類の閲覧及びIPDLを利用することができます。

[文献名の記載要領]

文献を開示する場合は、以下の例にならって記載してください。特にIPDL以外で入手した非特許文献の場合、記事が特定できるように出版年、号数、ページ数、出版社等を記載してください。

例1）特開2003-000001号公報

例2）特開平05-000001号公報

例3）実公平07-000001号公報

例４）米国特許第５０００１号明細書（又は、US500001A）

例５）欧州特許出願公開第１０００１号明細書（又は、EP100001A1）

例６）携帯電話マガジン 2005 年 10 月号, 10-15 頁, 携帯電話マガジン出版社

例７）AviationTechnicalResearch, September2006, Vol. 3, No1, pages10-15

[補正案の提示方法]

先行技術文献と対比等した結果、出願人において特許請求の範囲の記載などを補正した方が望ましいと判断した場合は、補正書を提出し、当該補正書に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができるほか、下記のように早期審査に関する事情説明書において補正案を提示し、当該補正案に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができます。

※補正案には【請求項１】のような、「【 】」の記号は使用しないで下さい。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

・・・（事情を記載します）・・・

２．先行技術の開示及び対比説明

（１）文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

①欧州特許出願公開第 10001 号明細書

②特開平 0 5 - 0 0 0 0 0 1 号公報

（２）補正案

請求項 1 について補正案があり、下記の通りである。

記

・・・・・・（補正案を記載します）・・・・・・

（３）対比説明

・・・・・・（対比説明を記載します）・・・・・・

「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領は、明細書（発明の詳細な説明）中の記載内容に応じて異なります。以下では、それぞれの場合に応じて、「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領を示します。

③－１ 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合^(*)

中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOが単独で出願する場合については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨致しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとします（特許法第36条第4項第2号と同じ要件ですが、出願以降に新たに知った文献がある場合には当該文献も記載してください）。

対比説明とは、早期審査を申請する出願の「特許請求の範囲」に記載された発明（以下、これを「本願発明」と呼ぶ場合があります。）と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や、相違点に基づく本願発明の技術的に有利な効果を、具体的且つ簡潔に記載してください。比較を行うにあたっては、関連する先行技術文献の内容について、記載されている場所がわかるようにページ数、行数、図の番号等を示してください。

（*）明細書に先行技術文献の開示がない場合、早期審査の事情説明書に先行技術文献を記載するだけでは、特許法第36条第4項第2号の要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。

（記載例）

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

・・・（事情を記載します）・・・

２．先行技術の開示及び対比説明

（１）文献名

先行技術調査を行なった結果、文献１を発見しました。また、知っている文献として文献２があります。

文献１：特開平０５－０００００１号公報

文献２：携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 携帯電話マガジン出版社

（２）対比説明

文献１の第３ページ第５行から第１５行、及び文献２の第１０ページから第１５ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。

これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なっています。これにより、非携帯時で周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。

〔大企業との共同出願の場合〕

「特例」に該当する場合を除き、中小企業や個人、大学・公的研究機関・TLOが大企業と共同出願をしている場合には、先行技術調査を行っていただいた上で、先行技術の開示を行う必要があります。

③－２ 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

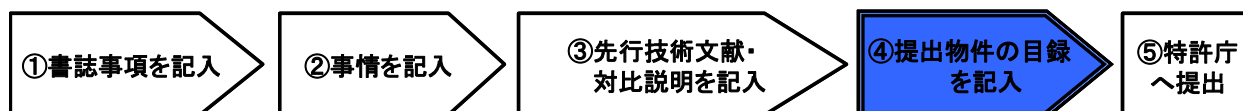
明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情(事情を記載します)..... 2. 先行技術の開示及び対比説明 (1) 文献名 明細書中の段落【０００８】に記載しています。 (2) 対比説明 明細書の段落【００１０】及び【００１１】において十分な対比説明を行っている。
--

③－３ 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

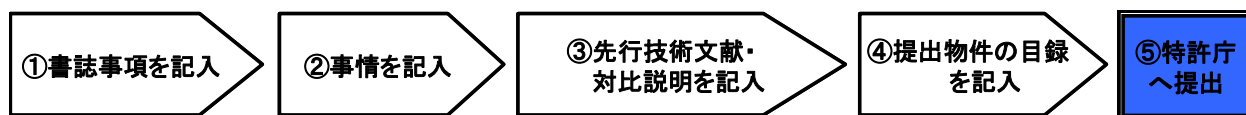
明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、上記③－２の記載例の、「(2) 対比説明」の部分に対比説明を記載することが必要です。



④「提出物件の目録」の記載要領

出願が、中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOのうちいずれかによる出願である場合には、全ての物件提出が省略できますので、【提出物件の目録】欄以下の項目自体を削除して下さい。

なお、物件提出をする場合は、後述の「(2) 外国関連出願の場合」の記載を参照してください。



⑤特許庁への提出

(ア) 提出方法

a) オンライン

早期審査に関する事情説明書は、オンラインで提出することができます。国際出願については、平成11年12月31日以前に国内書面又は翻訳文の提出があったものはオンラインにより手続をすることができませんので、書面により手続を行ってください。

b) 持参

特許庁出願支援課受付窓口（特許庁1F*）に直接持参の上書類をご提出ください。

（所在地） 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3

c) 郵送

封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あてに郵送してください。

（あて先） 100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3

(イ) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に関し、特許庁への手続き手数料は不要です。また、書面で提出されても、データエントリー料（電子化のための手数料）は不要です。

(ウ) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」をもって行います。この場合も特許庁への手続き手数料は不要です。

なお、特許庁より、「早期審査の対象としない」旨の葉書が出願人（代理人）に郵送された場合を除いては、「早期審査に関する事情説明書」を再度提出する必要はありません。

*：特許庁出願支援課受付窓口

平日9：00～17：00（土日・祝日は休み）

(2) 外国関連出願の場合

①書誌的事項の記載要領

前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合」(83～85ページ)を参照してください。

②「事情」の記載要領

日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国(機関)の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載して下さい。その際、出願日の記載及び日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面(出願書類の謄本など)の提出は省略することができます。

(記載例：出願番号や公報番号が付与されている場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

欧州特許庁及び米国特許庁へ出願を行った。

欧州特許庁へ出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。

なお、外国関連出願において、上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国(機関)及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付することによって外国出願番号等の記載に代えることができます。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

外国関連出願においては、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。ただし、他国の特許庁において先行技術調査結果が得られている場合は、当該調査結果は先行技術調査に代えることが可能ですので、その結果に基づいて、先行技術の開示と対比説明を記載してください(下記③-2参照)。

※先行技術の文献名の記載要領については、前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合」(90～91ページ)を参照してください。

※[補正案の提示]の記載については、前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合」(91ページ)を参照してください。

※米国特許商標庁提出の「情報開示陳述書(IDS)」

外国関連出願において「情報開示陳述書(IDS)」を米国特許商標庁へ提出している場合には、可能な限り当該陳述書の写しを事情説明書に添付して下さい。

③－１ 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的且つ簡潔に記載してください。

(記載例：外国特許庁の調査結果がない場合)

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・

２．先行技術の開示及び対比説明

(１)文献名

特許電子図書館を用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約＋請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「ＬＥＤ」、「発光ダイオード」を用いて調査した。

文献１：特開平０５－０００００１号公報

文献２：特開２０００－５４３２１０号公報

(２)対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にＬＥＤを設け点滅させる傘です。一方、文献１と２には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、ＬＥＤの点滅に比べ認知性が低いものです。

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・

２．先行技術の開示及び対比説明

(１)文献名

明細書中の段落【０００８】に記載しています。

(２)対比説明

明細書の段落【００１０】及び【００１１】において十分な対比説明を行っている。

③－２ 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載して下さい。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください（なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調査結果の記載を省略することは可能です）。

(外国特許庁の調査結果がある場合で、調査結果のみ記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

文献1：欧州特許出願公開第10001号明細書

文献2：米国特許第500001号明細書

(2) 対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

[日本語国際出願の特例]

日本語で国際出願している特許出願において、国際調査見解書又は国際予備審査報告書が得られている場合には、それらを早期審査に関する事情説明書に添付することにより先行技術の開示及び対比説明の記載を省略することができます。

ただし、早期審査の対象となる発明が補正により国際調査見解書又は国際予備審査報告書の対象となった発明と全く異なるものとなった場合には、補正後の発明に対して先行技術調査を行い、出願人による先行技術文献の開示と対比説明する必要があります。

④「提出物件の目録」の記載要領

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付して下さい。

ただし、先行技術文献が下記(ア) a、bのいずれかに該当する場合はその先行技術文献の写しについては添付を省略できます。また、(イ)の場合には、**【提出物件の目録】**欄以下の削除が可能です(記載不要)。

(ア) 先行技術文献の添付が省略できる場合

a) 特許電子図書館(IPLD)で参照できる場合

特許電子図書館においては、「特許実用新案公報DB」「外国公報DB」にて、内外特許公報の多く(外国公報は米国、欧州、西独、英国、仏国、スイス、国際出願それぞれの公開公報あるいは特許(公告)公報)を参照でき、これらの公報については添付を省略できます。

先行技術文献がこれらの公報に該当するために写しの提出を省略するときは、「添付を要しないため省略」する旨記載して下さい。

b) 特許庁に提出されている先行技術文献の写しを援用する場合

援用により写しの提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載して下さい。また、2以上の写しの提出を省略するときは、【物件名】に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載して下さい。

(物件(文献) 1件をイメージで提出する場合)

【提出物件の目録】	
【物件名】	米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】	
【物件名】	米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】	文献イメージ

(物件(文献) 2件をイメージで提出する場合)

【提出物件の目録】	
【物件名】	米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【物件名】	仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】	
【物件名】	米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】	文献イメージ
【物件名】	仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】	文献イメージ

(複数提出物件の内、一部物件の提出を省略できる場合)

【提出物件の目録】	
【物件名】	携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 1
【物件名】	仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】	
【物件名】	携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁
【内容】	文献イメージ
【物件名】	仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】	添付を要しないため省略 (I P D Lにより参照可能)

(コピーを添付する場合)

【提出物件の目録】

【物件名】 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 1
(別葉に提出物件を添付する)

(援用により提出する物件を省略する場合)

【提出物件の目録】

【物件名】 西独国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【援用の表示】 特願平〇年〇〇〇〇〇〇号、意見書、平成〇年〇月〇日

＊「**【物件名】**」は 50 文字以内とし、数量を記載してください。物件名と数量の間にはスペースを入れますが、それ以外にはスペースを用いないで下さい。

(イ) **【提出物件の目録】** の削除が可能な場合 (記載不要)

事情説明書に提出する物件が一つも存在しない場合、もしくは、物件全てについて提出を省略できる場合、**【提出物件の目録】** 欄以下の項目を削除することができ、何も記載する必要はありません。

⑤特許庁への提出

前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLO の場合」(94 ページ) を参照してください。

(3) 実施関連出願の場合

①書誌的事項の記載要領

前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合」(85～87ページ)を参照してください。

②「事情」の記載要領

製品を実際に製造販売している場合や、早期審査申請から2年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

(記載例：既に製品を製造・販売している場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を平成〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

(記載例：申請から2年以内に生産開始する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇〇を平成〇〇年〇月より生産開始する予定の実施関連出願である。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

実施関連出願については、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。

※先行技術の文献名の記載要領については、前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合」(90～91ページ)を参照してください。

※[補正案の提示]の記載については、前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合」(91ページ)を参照してください。

③-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術文献の

内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的且つ簡潔に記載してください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

商用データベース〇〇を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

文献1：特開平10-123456号公報

(2) 対比説明

本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車。」です。

これを文献1と対比すると、文献1の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。

しかしながら文献1の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。

これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。

③－２ 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

明細書中の段落【０００８】に記載しています。

(2) 対比説明

明細書の段落【００１０】及び【００１１】において十分な対比説明を行っている。

④「提出物件の目録」の記載要領

前述の「(2) 外国関連出願の場合」(97～99ページ)を参照してください。

⑤特許庁への提出

前述の「(1) 出願人が中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOの場合」(94ページ)を参照してください。

5. 審査手続等

(1) 審査手続

①選定手続

審査長・審査監理官は、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、早期審査に付するか否かの選定を行ないます。

②選定結果の通知

審査長・審査監理官は、選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して葉書により出願人(代理人)に連絡します(対象となった場合には、連絡は行いません)。

③審査官による早期審査の開始

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、担当審査官は通常の案件に優先して速やかに審査を開始し(特別の事情がある場合を除く)、着手後の処理についても遅滞なく審査が終了するよう審査手続を進めます。

(2) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、出願書類等と同様に閲覧に供します。

(3) 早期処理のための出願人(代理人)の協力

早期処理が図れるよう出願人(代理人)に対し下記の点の協力をお願いします。

①応答期間の延長請求の抑制

②補正書、納付書等のオンライン手続の励行

③審査官から面接審査の要請があった場合における対応

④証明書類や入手困難な先行技術文献等(企業における自社カタログ、大学における発明者の大学内論文集等)の提出を求めた際の速やかな提出

特に、同一出願人からの早期審査の申請が多数に及んだ場合においては、審査効率の向上を図るために、出願人に対して技術説明などを要請する場合があります。

なお、出願人(代理人)の協力が得られない場合は、円滑に早期審査を行えない場合があります。

6. 早期審査の申請様式

①早期審査様式1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

②早期審査様式2（書面手続の場合）

（平成12年以降に国内書面若しくは翻訳文を提出した国際特許出願、または国際特許出願以外の特許出願）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

（○○○の写し）

- a) 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載しないで下さい。
- b) 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとして下さい。
- c) 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは50行以内として下さい。
- d) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことが出来ないように記載して下さい。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いないで下さい（欄名の前後に「【」、「】」を用いるときを除く。）。
- e) 書類が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入して下さい。
- f) とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばステイプラー等を用いてとじて下さい。

③早期審査様式3 (書面手続の場合)

(平成11年以前に国内書面若しくは翻訳文を提出した国際特許出願)

早期審査に関する事情説明書	
(平成 年 月 日)	
特許庁長官	殿
1	事件の表示
2	提出者
	住所(居所)
	氏名(名称)
3	代理人
	住所(居所)
	氏名(名称)
4	早期審査に関する事情説明
	1. 事情
	2. 先行技術の開示及び対比説明
5	提出物件の目録
	物件名
	(〇〇〇の写し)

*書式は上記②に同じ

④早期審査補充様式1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

⑤早期審査補充様式 2 （書面手続の場合）

（平成 1 2 年以降に国内書面若しくは翻訳文を提出した国際特許出願、または国際特許出願以外の特許出願）

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

（〇〇〇の写し）

* 書式は、上記②に同じ

⑥早期審査補充様式 3 （書面手続の場合）

(平成 1 1 年以前に国内書面若しくは翻訳文を提出した国際特許出願)

早期審査に関する事情説明補充書	
(平成 年 月 日)	
特許庁長官	殿
1	事件の表示
2	提出者
	住所 (居所)
	氏名 (名称)
3	代理人
	住所 (居所)
	氏名 (名称)
4	補充の内容
5	提出物件の目録
	物件名
	(〇〇〇の写し)

* 書式は、上記②に同じ

※早期審査に関する事情説明書作成時の一般的留意事項

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成18年 8月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2000-01234

【提出者】

【識別番号】 000123456

識別番号の通知を受けていないときは
この項目を設ける必要はありません。

【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

【氏名又は名称】 株式会社○○製作所

【代表者】 特許 太郎

識別番号を記載した場合は
この項目を設ける必要はありません。

【提出者】

【住所又は居所】 ○○県○○郡○○町○○○番地

【氏名又は名称】 株式会社○○電機

【代表者】 発明 次郎

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

代理人によらない場合は
この項目を設ける必要はありません。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

(1) 欧州特許庁へ特許出願を行った。

(2) 出願日は○○○○年○○月○○日、出願番号は○○○○○○○である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下の通りである。

・・・・・・(文献名を記載します)・・・・・・

(2) 対比説明・・・・・・(対比説明を記載します)・・・・・・

【提出物件の目録】

【物件名】 ○○○の写し 1

(○○○の写し)

〈別葉に提出物件を添付して下さい〉

提出物件の必要がないときは
これらの項目を設ける必要はありません。

記載例１－中小企業の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 平成１８年 ８月 １日）

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願２００５－９８７６５４

【提出者】

【識別番号】 ０００１２３４５６

【氏名又は名称】 株式会社○○製作所

【代表者】 特許 太郎

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

出願人株式会社○○製作所は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は２３０人、資本金は２億円であるから、早期審査・早期審理ガイドラインに定める中小企業である。

２．先行技術の開示及び対比説明

（１）文献名

先行技術文献は以下のとおりである。

①特開２００１－９８７６５４号公報

②携帯電話マガジン ２００５年 １０月号 １０-１５頁 携帯電話マガジン出版社

（２）対比説明

文献①の第３ページ第５行から第１５行、および文献②の第１０ページから第１５ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。

これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができ点で異なっています。これにより、非携帯時で周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。

記載例２－中小企業と大企業の共同出願の場合

（「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」認定企業の場合）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 平成１８年 ８月 １日）

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願日】 平成１２年５月１４日提出の特許願

【整理番号】 ０６－Ａ０１

【提出者】

【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

【氏名又は名称】 株式会社○○○○

【代表者】 特許 太郎

【提出者】

【識別番号】 ０００６５４３２１

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代表者】 特許 次郎

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

本出願は、中小企業と大企業との共同出願における「特例」に該当するものである。

（１）株式会社○○○○は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は○○人、資本金は○億円であるから、早期審査・早期審理ガイドラインに定める中小企業である。

（２）本出願は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日は○○年○月○日であるから、実施期間の終了日から起算して２年以内に出願されたものである。

（３）本出願についての株式会社○○○○の権利の持分は、７０％である。

２．先行技術の開示及び対比説明

出願人は明細書の段落【００１０】及び【００１１】において十分な先行技術の開示及び対比説明を行っている。

記載例３－外国関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成１８年 ８月 １日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願２００６－９８７６５４

【提出者】

【識別番号】 ０００６５４３２１

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代理人】

【識別番号】 １０００００００１

【氏名又は名称】 知財 次郎

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

欧州特許庁及び米国特許庁へ出願を行った。

欧州特許庁へ出願の出願番号は○○○○○○である。また、米国特許庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号はＡ○○○○○○○○である。

２．先行技術の開示及び対比説明

(１)文献名

特許電子図書館を用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約＋請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「ＬＥＤ」、「発光ダイオード」を用いて調査した。

①特開平０５－０００００１号公報

②特開２０００－５４３２１０号公報

(２)対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にＬＥＤを設け点滅させる傘です。一方、文献①と②には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、ＬＥＤの点滅に比べ認知性が低いものです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・(続きを記載します)・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・

記載例 4－実施関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成18年 8月 1日)

【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2006-987654

【提出者】

【識別番号】 000654321

【氏名又は名称】 ○○産業株式会社

【代表者】 特許 次郎

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された○○○○制御装置を用いた○○○○を平成○○年○月から製品名「○○○○」として製造・販売している。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

商用データベース○○を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

①特開平10-123456号公報

(2) 対比説明

本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車。」です。

これを文献①と対比すると、文献①の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。

しかしながら文献①の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。